

独占禁止法研究会「課徴金制度の在り方に関する論点整理(案)」について

2016年6月28日

一般社団法人 日本経済団体連合会

参与 阿部 泰久

1. 両論を併記すべき事項

(1) 審査手続適正化に向けた検討について

課徴金制度を見直すのであれば、審査手続における適正手続を確保すべきとの意見を併記すべきである。

(補足説明)

経団連は、現行の課徴金制度の下でも、審査手続における適正手続の確保を求めている。諸外国で保障されているような事件関係人の基本的な防御権を保障することなく、課徴金制度の見直しを行うべきではなく、少なくとも両者はセットである。

また、後述の通り、調査協力を促進し、当局と企業とが協力して事件処理を行う体制を構築するためには、供述聴取時の弁護士の立会い、弁護士・依頼者間秘匿特権をはじめとする適正手続の確保が大前提となる。

(2) 硬直的な算定・賦課方式による問題点として挙げられている事例の評価

一律かつ画一的な現行課徴金制度の問題点として挙げられている事例は裁量制度を導入する根拠にはならないとの意見を併記すべきである。

(補足説明)

一律かつ画一的な現行課徴金制度の問題点として指摘されている事例(研究会第1回会合資料4事例①～⑪)は、きめ細かな法改正や解釈による対応が可能な事例か、そもそも対応の必要性に乏しい事例のいずれかであり、裁量制度を導入する根拠にはならない。これらの問題点については必要に応じて立法による見直しを検討すれば足り、一足飛びに裁量制度を検討することには反対である。以上の点は、これまでの会合のヒアリングにおいても複数のヒアリング先から指摘されている。

(3) 調査協力を促進するための取り組み

調査協力促進のためには、適正手続の確保に取り組むべきであるとの意見を併記すべきである。

(補足説明)

弁護士・依頼者間秘匿特権の導入により円滑な社内調査や組織的な調査協力が促進され、また、供述聴取時の弁護士の立会いを認めることにより従業員が安心して調査に協力することが可能になる。また、企業にこれらの基本的な防御権を保障することにより、企業と当局とが対等な立場でやりとりできるようになり、信頼関係の構築が促進される。

2. 論点整理(案)に追記すべき事項

(1) 売上額の算定期間の見直し

売上金の算定期間を見直す必要性として、平成3年当時の立法趣旨を変更すべき事情があるのか、また、違反行為期間が3年を超える事例がどの程度あるのかをまずは検証すべきことを追記すべき。

(2) 調査協力インセンティブを高める制度と防御権の確保との関係

調査協力インセンティブを高める制度と防御権の確保とは密接な関係にあることを追記すべき。

(補足説明)

調査協力促進のためには、まずは適正手続の確保に取り組むべきであり、供述聴取時の弁護士の立会い、弁護士・依頼者秘匿特権をはじめとする適正手続が確保されていない状態で調査協力インセンティブを高める制度を導入したとしても、十分には機能しない。

(3) 調査協力インセンティブを高める制度の導入に向けた検討順序

現行の課徴金減免制度の見直しを先に検討すべきことを追記すべき。

(補足説明)

複数のヒアリング先から指摘されている通り、現在既に存在する課徴金減免制度の問題点を見直すことにより、調査協力インセンティブを高めることは可能である。順序としてはまず課徴金減免制度の見直しを先に検討すべきであり、これを後回しにして調査協力度合に応じた課徴金額の加減算の必要性を検討する合理性はない。

(4) 調査協力の内容

課徴金減免制度の枠外において調査協力インセンティブを高める制度の導入を検討する場合に、調査協力の内容として自認を要求することには、公取委又は審査官の審査方針への迎合につながる可能性が高いことなどの弊害があることを追記すべき。

(5) 外国当局が課す制裁金との調整

課徴金と刑事罰、民事損害賠償金との調整に加え、各国当局から重複して制裁金等を賦課され、全体として企業に多重の負担が生じる場合の調整についても論点とすべき。

(6) 現行の調査妨害罪の実効性の検証

調査妨害行為に対するペナルティーについて検討するのであれば、まずは現行94条の調査妨害罪では不十分なのかどうか(実効性の観点も含む)を検証する必要があることを追記すべき。

(7) 事前手続

事前手続整備の例示として、企業と当局とが、課徴金額の算定方法について話し合う機会を設けるべきことを追記すべき。

(8) 課徴金算定根拠・結果の公表

透明性確保、事後の検証可能性確保の例示として、課徴金額の算定根拠・結果の公表を追記すべき。

(9) 防御権

企業による調査協力を促進し、当局と協調的に事件処理を行う体制を構築するためには、防御権の確保が大前提であることを追記すべき。

また、弁護士・依頼者間秘匿特権については、独占禁止法違反行為の未然防止など企業の自主的なコンプライアンスの増進のために不可欠であるという視点、国際カルテル事件の調査対応において日本企業が海外企業に比べて不利益な取り扱いを受けることを防止すべきという視点(国際的イコールフットィング)を追記すべき。

更に、任意の供述聴取については、「任意」の協力に基づくものであることから、聴取対象者が弁護士の立会いやメモの録取を希望すれば当然に認められるはずであり、これを認めない現行の運用がそもそも適切なのかどうかについて検証すべきことも追記すべき。

(10) 調査・立証手法

供述調書偏重の調査手法の問題点及び改善方法について、海外の違反事業者に対する有効な調査の実施という観点も含め検討すべきであることを追記すべき。

(補足説明)

海外の違反事業者についても適切に独占禁止法を執行していくべきであり、そのために有効な対応について検討すべきである(ただし、一足飛びに裁量制度を検討すべきでないことは前述)。加えて、現在のわが国の供述調書偏重の調査・立証手法では海外の事業者に対する有効な調査は困難であり抜本的な改革が必要である。

(11) 和解制度

和解制度導入により弊害(例えば、実態解明が阻害される可能性、和解の先例が事業者の正当な競争行為を制約する可能性)が生じるおそれがあることを追記すべき。

3. 論点整理(案)から削除すべき論点

(1) 売上額の認定についての裁量

売上額の認定について公取委に裁量を与える必要性は認められず、論点から外すべき。

(2) 課徴金の基本算定率の水準及び、決定にあたっての裁量

現在の課徴金の基本算定率は、違反行為抑止のために十分な水準であり、算定率の見直しに関する論点は削除すべき。

また、基本算定率の決定につき公取委の裁量を認める必要はなく、同じく論点から削除すべき。

(3) 調査非協力による加算

調査非協力については、「協力と評価しない」という限りにおいて考慮すべきであり、これによる加算は論点から外すべき。

(補足説明)

審査非協力の範囲は曖昧であり、仮に協力以外は全て非協力と評価されるということになれば、審査官の審査方針への迎合などの弊害が生じやすくなり、かえって公取委の実態解明機能が阻害されるおそれがある。なお、欧州においても、非協力による加算の例は少なく運用も定着してはいないと認識している。

明確な調査妨害について法 94 条の活用により対処することで足りる。

以 上